(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

- 1 審議会名 第2回 上田市行財政改革推進委員会(第3期)
- 2 日 時 平成23年5月25日(水) 午前9時30分から正午まで
- 3 会 場 上田市役所本庁舎 5 階 第三委員会室
- 4 出席者 增澤会長、宮本副会長、石巻委員、金山委員、小林委員、斉藤委員、佐藤委員、 半田委員、堀内美袮子委員、堀内理恵委員、宮沢委員、宮下委員、依田委員
 - 【欠席】櫻井委員
- 5 市出席者 母袋市長、山本総務部長、関行政改革推進室長、西澤係長、市川主査、宮沢主査
- 6 公開・非公開等の別 公開
- 7 傍聴者 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成23年5月31日

協議事項等

- 1 開会(行政改革推進室長)
- 2 会長あいさつ (増澤会長)
- 3 諮問 第二次上田市行財政改革大綱(案)の策定について
- (市 長) この委員会においては、これまで、合併後の上田市の行財政改革の指針となる第一次上田市行財政改革大綱策定についての答申、集中改革プラン進捗に対しての御提言、提案公募型民間活力導入制度創設に向けての御提言等、将来に向けての行財政改革の方向性をお示しいただいた。改めて感謝申し上げる。また、方向性をお示しいただいた中で、これまでの様々な取組を進めてきたが、かなりの成果も上げてきたと思っている。

さて、平成23年4月には、時間を掛け市民の皆様に御議論いただいた「上田市自治基本条例」を施行することができた。

これまでは、合併後の新市の新たな制度設計として地域内分権を進めてきたが、地域内分権というのは単に1、2年で完結するものではなく、段階的に進めていく必要がある。 第4ステージまで想定して進めてきたが、現在は、第3ステージの終盤と認識しており、 その柱となるものが「自治基本条例」の制定であった。

従って、平成24年度からは、地域内分権の最終段階として一定の予算、権限を各地域に どのように移していけるかが課題となり、解決には一層市民の参加と協働が大きなポイン トとなってくる。

「自治基本条例」は、これからのまちづくりの新たなステージへの飛躍に向け、市の最高規範として自治の基本理念と基本原則を明らかにし、合わせて、市民、市議会及び行政の基本事項を定め、その推進によって活力ある自立した地域社会の実現を目指すもの。

今後、条例に基づき、上田市に住む全員がそれぞれ定められた役割を担い、責務等を果たしながら、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちづくりを担っていくことが大命題となる。

諮問した行財政改革大綱は、この自治基本条例の理念を根底に据えつつ、その理念を具現化するために必要な行財政改革の指針となるべきもの。

皆様におかれましては、御多忙とは存じますが、今後、上田市の 10 年後、20 年後の未来を見据えながら本大綱の策定となるよう、様々な視点から忌憚のない活発な御議論をお願いしたい。

4 議事

(1) 前回会議録の確認について

(事務局) 前回の会議録について訂正等あればお出しいただきたい。

- (2) 第二次上田市行財政改革大綱の策定方針について
- (事務局) ・第一次行財政改革大綱について説明
 - ・第二次行財政改革大綱の策定について説明
- (委員) 第二次大綱は誰が実施するのか。
- (事務局) この大綱は行政計画であるので、実施主体は上田市である。

ただし、市民参加・協働について触れることになるので、今まで行政が行ってきた分野 について、行政に代わる新たな事業主体について検討していただきたい。

- (委員) 独居老人に対して実施されていた「緊急通報装置」事業について過去に制度変更が行われたが、その際、事業に関わりの深い民生委員に対して、職員から変更について事前に説明が行われなかったことがあった。行政改革の中では市民協働や情報の共有化が謳われているが、このことについて職員に対してどのように周知徹底を行っているのか。
- (事務局) 第一次大綱に、「開かれた行財政システム」「職員の意識改革」という基本方針がある。 今後は、改革すべきはきちんと説明をし、市民と方向性を同じにしながら改革を進めてい くことが必要である。

「開かれた行政」「情報の共有」「説明責任」について職員に徹底できていなかった点については十分に検証し、どのように第二次大綱に謳い込んでいくかが課題である。

- (委員) 大綱が一度決められて実施されていくが、実施したものについても検証しながら是正し、 次のステップへ進んでいくことが重要である。
- (委員) アクションプログラムについては市民から意見を聞くのか。
- (事務局) 当然、公表していきたいと考えている。
- (委員) 第一次大綱策定の時はどうであったか。
- (事務局) 第一次大綱の中に、集中改革プランとして94項目を入れた。その前段で意見を聞いているが、94項目個別に意見は求めなかった。

今回の策定では、改革を進める項目について示しながら市民の意見を求めていきたい。

- (委員) 市民参加の行財政改革をしなければいけないが、市民はどのような形で改革に参画していくのか。
- (事務局) ホームページや広報で公表し、意見を求める方法が一般的である。
- (委員) 市民から意見は出てくるか。
- (事務局) あまりないが、今後、各地域協議会等でも説明していく必要もあると考える。
- (委員) 資料の中でも記述があるが、行政で一般的に使われている言葉でも市民には分かりづらい言葉があるので、できるだけ分かりやすい言葉で表現する必要があると思う。
- (委員) 大綱の策定段階で、庁内の主管課長による行政改革推進チームの意見は取り入れないのか。
- (事務局) 庁内の意見は当然取り入れながら策定をしていくが、どの段階で取り入れていくかは今後協議したい。
- (委員) 「地域内分権」については、一定の範囲の予算と権限に基づいて、地域特有の民意に沿った施策を行えるものだと認識しているが。
- (事務局) 現在、予算要求の方法のひとつとして、各地域自治センターから、本庁担当課で集約せず直接予算要求ができる「地域予算」の方法を整理している。この、予算要求方法や事業評価をどのように整理し、システムとして確立させていくかが今後の課題である。
- (委員) より良い「地域内分権」になることを期待している。

- (委員) 「地域内分権」とは、予算や権限についてもその地域に与えていくことだと思う。「地域内分権」について、行政も市民も共通の理解をしていくことが大切。
- (委員) もちろん行政改革は必要だが、旧合併町村に配慮したものでなければならない。 この4月の市の組織編制で、各地域の地域教育事務所が再編され一部本庁に集約された が、各地域の窓口が手薄になってしまうのではないかと懸念されている。
- (会 長) 今のご意見については、今後、検討していかなければならない。 大分時間も過ぎたので、次の議題(3)今後の審議方法及び日程について事務局から説明をお願いしたい。
- (3) 今後の審議方法及び日程について

(事務局) ・今後の審議方法及び日程について説明

(会 長) 2つの部会を設け審議し、9月末を目標に答申というスケジュールについて意見はあるか。

【意見特になく承認】

5 その他

(1)「上田市自治基本条例」について

(事務局) ・上田市自治基本条例について説明

(委員) この条例制定までにどの位時間を要したか。

(事務局) 平成20年8月から策定に着手し、最終報告がされたのが平成22年8月であるので2年程になる。

(委員) 他の市町村の状況はどうか。

- (事務局) 「自治基本条例」「まちづくり基本条例」「市民参加条例」「行政基本条例」等名称は様々であるが、約170の自治体で制定されている。
- (委員) 行財政改革大綱の中でもこの「自治基本条例」の理念を根底に据えると思うが、市議会においても特別委員会が設置され議会改革を行っていくことになっている。

条例第 12 条の「職員の責務」について記載があるが、条例の他に行動規範等の指針を策定する予定はあるのか。

(事務局) 現在、「人材育成基本計画」や職員の接遇マニュアルを策定してあり、その中で、職員と しての行動規範やあるべき姿について触れている。それ以外に、別途策定する予定は現在 のところ聞いていない。

条例では、それぞれの役割、責務について触れているが、基本条例であるので必要最低限について盛り込んだ。

(2) 次回委員会

6月23日(木)午後1時30分から

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、 1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。